

## 傷害見舞金制度について

賠償責任保険制度と共に、傷害見舞金制度によって、少しでも安心して健康運動指導が出来ますよう、NPO 法人日本健康運動指導士会は会員の皆様のご支援をさせていただきます。

この保険は、NPO 法人日本健康運動指導士会の会員で、健康運動指導士または健康運動実践指導者の資格を保有している皆様が、健康運動指導実施中に被った傷害によって生じた通院及び入院の見舞金を支払う制度です。

### 傷害見舞金規定

本規定は、NPO 法人日本健康運動指導士会（以下指導士会という）がその会員を対象に実施する福利厚生制度（傷害見舞金の支給）に関する事項を定める。

（給付対象者の定義）

第1条 本規定において給付対象者は、次に該当する者をいう。

『NPO 法人日本健康運動指導士会』会則第6条に定める正会員で、健康運動指導士または健康運動実践指導者の資格を保有する者。

但し、健康運動指導実施中（指導開始から終了まで）の正会員及び該当年度会費納入者に限る。

（受給者）

第2条 本規程に定める傷害見舞金は給付対象者本人またはその法定相続人に支給する。

（定義）

第3条 本規定において、「傷害」とは急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。

（入院見舞金）

第4条 指導士会は、給付対象者が健康運動指導中に被った傷害を直接の結果として入院し、医師の治療を受けた場合に以下の入院見舞金を支給する。但し、事故発生日から180日以内の入院を対象とする。

入院期間	入院見舞金の額
1～7日	20,000円
8～14日	30,000円
15～30日	50,000円
31日以上	100,000円

(通院見舞金)

第5条 指導士会は、給付対象者が健康運動指導中に被った傷害を直接の結果として通院し、4日以上医師の治療を受けた場合(実際に通院した日数)に以下の通院見舞金を支給する。但し、事故発生日から180日以内の通院を対象とする。また、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治癒した以降の通院は日数に含めない。

2 前条の入院見舞金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院見舞金を支給しない。

実通院日数	通院見舞金の額
4～7日	10,000円
8～14日	30,000円
15～30日	50,000円
31日以上	100,000円

(給付を行わない場合)

第6条 指導士会は、次の各号に該当する事由によって生じた傷害については見舞金を支給しない。

- (1) 給付対象者・見舞金を受け取るべき者の故意、重過失
- (2) 給付対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (4) 補償対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、指導士会が見舞金を支払うべき傷害を治療する場合はこの限りでない。
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (7) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

2 指導士会は、原因の如何を問わず頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛で他覚症状のないものに対しては見舞金を支払わない。

3 指導士会は、会員が健康運動指導を行うために施設に入るまでに生じた傷害、および指導終了後、施設を退出した後の傷害については見舞金を支払わない。

本規程は平成16年4月1日から適用する。

※ 申請後、指導士会および三井住友海上火災保険株式会社による審査、調査等がございます。

連絡・問合せ先

**NPO法人日本健康運動指導士会**

〒105-0004

東京都港区新橋4-29-6 寺田ビル404

TEL:03-5472-5821 FAX:03-5472-5820

以上